

財務諸表に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

「該当なし」

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等 - 償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの - 決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品等
平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
静岡県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

「該当なし」

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度
常勤職員について、静岡県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

当法人の作成する財務諸表は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア ディアコニア拠点（社会福祉事業）
 - 「特別養護老人ホームディアコニア」
 - 「デイサービス」
 - 「ショートステイ」
 - 「ディアコニア・ホームヘルプ」
 - 「ディアコニア支援センター」
 - イ まきばの家（社会福祉事業）
 - 「児童養護施設まきばの家」
 - 「就業支援事業しあんくれーる」
 - ウ こどもの家（社会福祉事業）
 - 「自立援助ホームこどもの家」
 - エ こひつじ診療所（公益事業）
 - 「精神科診療所」
 - オ 牧場運営（公益事業）
 - 「牧場運営」
 - カ 乳製品等販売（収益事業）
 - 「乳製品等販売」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	321,156,341	4,171,200	4,171,200	321,156,341
建物	975,061,573		31,472,897	943,588,676
建物附属設備	154,690,623		25,478,588	129,212,035
合計	1,450,908,537	4,171,200	61,122,685	1,393,957,052

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
「該当なし」

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地(基本財産)	293,348,341円
建物(基本財産)	880,960,466円
計	1,174,308,807円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	297,750,000円
計	297,750,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	1,257,168,761	313,580,085	943,588,676
建物附属設備	441,843,336	312,631,301	129,212,035
小計	1,699,012,097	626,211,386	1,072,800,711
その他の固定資産			
建物	3,350,683	1,414,748	1,935,935
構築物	18,667,132	3,246,147	15,420,985
機械及び装置	33,845,040	2,980,570	30,864,470
車輛運搬具	4,246,716	2,181,565	2,065,151
器具及び備品	84,696,978	66,584,757	18,112,221
(内、生物)	(1,151,940)	(347,296)	(804,644)
有形リース資産	22,667,820	5,336,663	17,331,157
水道施設負担金	331,650	36,896	294,754
小計	167,806,019	81,781,346	86,024,673
合計	1,866,818,116	707,992,732	1,158,825,384

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	85,417,797	0	85,417,797
未収補助金	768,988	0	768,988
合計	86,186,785	0	86,186,785

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

「該当なし」

12. 関連当事者との取引の内容

「該当なし」

13. 重要な偶発債務

「該当なし」

14. 重要な後発事象

「該当なし」

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(ア) 有形リース資産の内容

エアコン室外機、ガスヒートポンプエアコン、電子カルテ(器具及び備品)、
ディアコニア空調設備(建物附属設備)、日産リーフ(車輛運搬具)である。

(イ) リース資産の減価償却の方法

2. 重要な会計方針(2)固定資産の減価償却の方法 に記載のとおりである。

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	1,976,400
1年超	2,553,400
合計	4,529,800

財務諸表に対する注記（ディアコニア拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等 - 償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの - 決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品等

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。
 - ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金

静岡県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

「該当なし」

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度

常勤職員について、静岡県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

当拠点区分において、作成する財務諸表は、以下のとおりになっている。

- (1) ディアコニア拠点財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）
 - ア 本部
 - イ 特別養護老人ホームディアコニア
 - ウ デイサービス
 - エ ショートステイ
 - オ ディアコニア・ホームヘルプ
 - カ ディアコニア支援センター
- (3) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）
 - ア 本部
 - イ 特別養護老人ホームディアコニア
 - ウ デイサービス
 - エ ショートステイ
 - オ ディアコニア・ホームヘルプ
 - カ ディアコニア支援センター

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	156,515,137	0	0	156,515,137
建物	666,700,143	0	21,685,240	645,014,903
建物附属設備	111,081,056	0	19,288,799	91,792,257
合計	934,296,336	0	40,974,039	893,322,297

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

「該当なし」

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地（基本財産）	156,515,137円
建物（基本財産）	645,014,903円
計	801,530,040円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	223,260,000円
計	223,260,000円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	890,679,052	245,664,149	645,014,903
建物附属設備	349,458,362	257,666,105	91,792,257
小計	1,240,137,414	503,330,254	736,807,160
その他の固定資産			
機械及び装置	33,588,000	2,972,538	30,615,462
車両及び運搬具	701,016	58,418	642,598
器具及び備品	54,383,215	48,686,248	5,696,967
有形リース資産	15,909,180	4,322,867	11,586,313
水道施設負担金	162,750	21,808	140,942
小計	104,744,161	56,061,879	48,682,282
合計	1,344,881,575	559,392,133	785,489,442

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	70,463,349	0	70,463,349
未収補助金	490,988	0	490,988
合計	70,954,337	0	70,954,337

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

「該当なし」

11. 重要な後発事象

「該当なし」

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(ア) 有形リース資産の内容

エアコン室外機、ガスヒートポンプエアコン（器具及び備品）、空調設備(建物付属設備)である。

(イ) リース資産の減価償却の方法

2. 重要な会計方針(2)固定資産の減価償却の方法 に記載のとおりである。

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	1,976,400
1年超	2,553,400
合計	4,529,800

財務諸表に対する注記（まきばの家拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等 - 償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの - 決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品等
平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。
- ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
静岡県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担に相当する金額を計上している。
- ・賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

「該当なし」

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 民間退職共済制度

常勤職員について、静岡県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

当拠点区分において、作成する財務諸表は、以下のとおりになっている。

(1) まきばの家拠点財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

(2) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）

- ア 児童養護施設まきばの家
- イ 就業支援事業しあんくれーる

(3) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）

- ア 児童養護施設まきばの家
- イ 就業支援事業しあんくれーる

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	120,333,204	0	0	120,333,204
建物	184,686,621	0	5,921,189	178,765,432
建物附属設備	39,191,534	0	5,659,117	33,532,417
合計	344,211,359	0	11,580,306	332,631,053

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

「該当なし」

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地（基本財産）	120,333,204円
建物（基本財産）	178,765,432円
計	299,098,636円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	50,490,000円
計	50,490,000円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
 (単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	227,738,133	48,972,701	178,765,432
建物附属設備	84,464,470	50,932,053	33,532,417
小計	312,202,603	99,904,754	212,297,849
その他の固定資産			
構築物	1,774,852	921,591	853,261
車輛運搬具	3,545,700	2,123,147	1,422,553
器具及び備品	21,442,980	14,246,004	7,196,976
小計	26,763,532	17,290,742	9,472,790
合計	338,966,135	117,195,496	221,770,639

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
 (単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	3,672,457	0	3,672,457
未収金	570,000	0	570,000
未収補助金	139,000	0	139,000
合計	4,381,457	0	4,381,457

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
 「該当なし」

11. 重要な後発事象
 「該当なし」

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
 「該当なし」

財務諸表に対する注記（こどもの家拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等 - 償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの - 決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品等
平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したもののについては定額法によっている。
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
静岡県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

「該当なし」

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度
常勤職員について、静岡県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

当拠点区分において、作成する財務諸表は、以下のとおりになっている。

- (1) こどもの家拠点財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	4,171,200	0	4,171,200
建物	64,570,170		1,941,960	62,628,210
建物附属設備	1,181,367		79,596	1,101,771
合計	65,751,537	4,171,200	2,021,556	67,901,181

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

「該当なし」

7. 担保に供している資産

「該当なし」

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	64,732,000	2,103,790	62,628,210
建物附属設備	1,188,000	86,229	1,101,771
小計	65,920,000	2,190,019	63,729,981
その他の固定資産			
構築物	7,668,000	556,569	7,111,431
器具及び備品	5,496,938	1,385,844	4,111,094
(内、生物)	(548,170)	(114,201)	(433,969)
水道施設負担金	168,900	15,088	153,812
小計	13,333,838	1,957,501	11,376,337
合計	79,253,838	4,147,520	75,106,318

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	641,568	0	641,568
未収補助金	139,000	0	139,000
合計	780,568	0	780,568

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

「該当なし」

11. 重要な後発事象

「該当なし」

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の
状態を明らかにするために必要な事項

「該当なし」

財務諸表に対する注記（こひつじ診療所拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等 - 償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの - 決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品等
平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したもののについては定額法によっている。
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
静岡県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

「該当なし」

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度
常勤職員について、静岡県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

当拠点区分において、作成する財務諸表は、以下のとおりになっている。

- (1) こひつじ診療所拠点財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	16,500,000	0	0	16,500,000
建物	59,104,639	0	1,924,508	57,180,131
建物附属設備	3,236,666	0	451,076	2,785,590
合計	78,841,305	0	2,375,584	76,465,721

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

「該当なし」

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地（基本財産）	16,500,000円
建物（基本財産）	57,180,131円
計	73,680,131円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	24,000,000円
計	24,000,000円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
 (単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	74,019,576	16,839,445	57,180,131
建物附属設備	6,732,504	3,946,914	2,785,590
小計	80,752,080	20,786,359	59,965,721
その他の固定資産			
器具及び備品	2,770,075	2,033,566	736,509
リース資産	6,758,640	1,013,796	5,744,844
小計	9,528,715	3,047,362	6,481,353
合計	90,280,795	23,833,721	66,447,074

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
 (単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	8,415,911	0	8,415,911
未収金	558,360	0	558,360
合計	8,974,271	0	8,974,271

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 「該当なし」

11. 重要な後発事象
 「該当なし」

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(ア) 有形リース資産の内容

電子カルテ(器具及び備品)である。

(イ) リース資産の減価償却の方法

2. 重要な会計方針(2)固定資産の減価償却の方法 に記載のとおりである。

財務諸表に対する注記（牧場運営拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等 - 償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの - 決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品等
平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
 - ・退職給付引当金
静岡県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

「該当なし」

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度
常勤職員について、静岡県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

当拠点区分において、作成する財務諸表は、以下のとおりになっている。

- (1) 牧場運営拠点財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	27,808,000	0	4,171,200	23,636,800
合計	27,808,000	0	4,171,200	23,636,800

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

「該当なし」

7. 担保に供している資産

「該当なし」

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	3,350,683	1,414,748	1,935,935
構築物	9,224,280	1,767,987	7,456,293
機械及び装置	257,040	8,032	249,008
器具及び備品(生)	953,770	244,032	370,675
小計	13,785,773	3,434,799	10,011,911
合計	13,785,773	3,434,799	10,011,911

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	643,101	0	643,101
合計	643,101	0	643,101

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

「該当なし」

11. 重要な後発事象

「該当なし」

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を

明らかにするために必要な事項

「該当なし」

財務諸表に対する注記（乳製品等販売拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等 - 償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの - 決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品等
 - 平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したのものについては定額法によっている。
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
 - 静岡県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金
 - 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

「該当なし」

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
 - 常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度
 - 常勤職員について、静岡県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービ区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

当拠点区分において、作成する財務諸表は、以下のとおりになっている。

- (1) 乳製品等販売拠点財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

「該当なし」

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

「該当なし」

7. 担保に供している資産

「該当なし」

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

「該当なし」

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	1,581,411	0	1,581,411
合計	1,581,411	0	1,581,411

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

「該当なし」

11. 重要な後発事象

「該当なし」

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

「該当なし」